

# MAISONDEBALLET Minami-Aoyama (メゾン・ドゥ・バレエ南青山)

## 利用規約

2013年8月16日 施行  
2024年6月15日 改定

### 第I章 総則

第1条 名称および所在地

1. 当スタジオは、MAISON DE BALLET Minami-Aoyama(メゾン・ドゥ・バレエ南青山)(以下「当スタジオ」といいます。)と称します。

2. 当スタジオの所在地は以下のとおりとします。  
＜青山本校＞ 東京都港区南青山 4-25-12 OXY HORIBE ビル B1  
＜宮前校＞ 神奈川県川崎市宮前区宮前平 2-15-15 Brillia 宮前平2FJ

第2条 運営

当スタジオは、株式会社スーヴニール(住所:東京都港区南青山 4-25-12 OXY HORIBE ビル B1)が所有管理し、その運営にあたります。

第3条 目的

当スタジオは、当スタジオの利用者(以下「利用者」といいます。)が当スタジオにおける各クラスの受講を通じて心身の健康維持・増進を図り、より豊かな人生の実現に貢献すること、およびバレエ芸術の発展に寄与することを目的とします。

第4条 適用範囲

本利用規約は、会員、非会員を問わず当スタジオのすべての利用者者に適用します。

### 第II章 当スタジオの利用

第5条 営業日および開館時間

1. 当スタジオは、都度決定する休館日を除き営業します。  
2. 当スタジオの開館時間は、営業日における最初のクラスの開始時刻 30 分前から、最終のクラス終了時刻 30 分後までとします。  
3. 諸設備の補修、館内整備、その他当スタジオの都合により休館する場合は、決まり次第速やかに、当スタジオ Web サイト上、館内掲示、配布物または SNS 等を通じて告知します。ただし、緊急の事態が発生したときは上記の限りではありません。

第6条 施設の利用およびクラスの受講

1. 利用者は、当スタジオの趣旨に賛同し、本利用規約および細則、ならびにその他当スタジオが定める規則(以下「規約等」といいます。)を厳に遵守し、当スタジオ Web サイト(以下「Web サイト」といいます。)上の告知事項等を理解したものとみなされます。  
2. 利用者は、自身の技能レベルおよび体力等を判断の上、自己の責任においてクラスを選択するものとします。なお、安全面の判断から、スタジオおよび講師において受講クラスを制限させていただく場合があります。  
3. 館内混雑を避けるため、クラス開始の 30 分前を目安に來館いただくことを推奨します(安全面の理由から、各クラスとも所定時間の 1/3 を経過後は参加できません)。  
4. 利用者は、受講時において第 11 条に記載する利用上の注意および免責事項に特に留意し、遵守するものとします。

第7条 受講料の支払

1. 利用者は、クラスの受講にあたり、クラス開始前に当スタジオ所定の受講料を支払うものとします。なお、一旦納入された受講料は、理由の如何を問わず返還できません。  
2. 受講料の支払は、現金およびキャッシュレス決済、また利用者が会員である場合は、第 17 条に定める当スタジオ発行のプリペイドカードに予めチャージしたポイントを利用して行うことができます。  
3. 上記の受講料は、社会情勢や経済状況の変動等に鑑みて随時改定することがあります。改定は、当スタジオ Web サイト上、館内掲示、配布物または SNS 等を通じて告知します。

第8条 休講・代講

1. 当スタジオのクラスは、天災・事故・交通機関のストライキ等の不可抗力事由および講師の急病や予定変更、その他当スタジオのやむを得ない事情により、休講または代講となる場合があります。  
2. 休講または代講は、分り次第速やかに、当スタジオ Web サイト上、館内掲示、配布物または SNS 等を通じて告知します。

第9条 貸スタジオ

1. 利用者が、当スタジオで提供するクラスを受講する以外の目的で当スタジオの設備または備品を利用する場合(以下「貸スタジオ等」といいます。))には、別途定める利用料を支払うものとします。

2. 貸スタジオの対象範囲および備品には、スタジオスペース(青山校 約 85 平米/宮前校 約 60 平米)、利用者用更衣室、洗面スペース、手洗い等、ランドピアノ、音響設備、ワーク用の椅子、ストレッチマット、フォームローラー、バランスディスクその他が含まれます。  
3. 貸スタジオ等に際して、その利用の範囲および時間については、当スタジオの定める貸スタジオ利用規約およびその他の制限に従い、利用者は規約等を遵守するものとします。

第10条 施設の閉鎖および利用制限

1. 当スタジオは、次の事由により当スタジオの一部または全部を閉鎖することがあり、かかる場合において利用者に対する補償は行いません。

- 1) 台風その他の異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で当スタジオの業務遂行に支障があり、開館が不可能と認められる場合。
  - 2) 施設の改造または補修工事を実施するとき。
  - 3) 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があった場合であって、当スタジオを閉鎖し、またはその利用を制限することが妥当と判断されたとき。
  - 4) 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
  - 5) その他やむを得ない事由が発生したとき。
2. 当スタジオは、予めウェブサイト上または館内掲示で告知のうえ、一般を対象としたイベントやワークショップ等を開催する場合があります。その間は利用者による施設の利用を制限させていただきます。

第11条 利用者による利用上の注意および免責事項

1. 利用者は、自己の責任と危険負担において当スタジオの施設を利用するものとします。  
2. 利用者は、クラスを受講する際に以下の事項を確認し、遵守するものとみなされます。

- 1) 自らの体調、体力等を考慮し、自己の責任と危険負担において運動の実施可否を判断すること。また妊娠中の場合や治療中の症状がある場合は受講による生命や身体への危険性がないことの主治医の承諾を得たうえで運動を行うこと。当スタジオが必要と認めるときは、医師の健康診断書の提出に応じること
  - 2) クラス時の服装は動き易くシンプルなものを用い、貴金属、時計の装着、また装飾等が危険と判断されるウェアの着用、過剰な香水等の使用は不可であること
  - 3) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しないこと
  - 4) 酒気を帯びて参加しないこと
  - 5) スタジオ内で食事もおよび喫煙をしないこと
  - 6) スタジオ内での所持品(特に貴重品)の管理は自らの責任で行うこと。
  - 7) 許可のない録音・写真撮影・ビデオ撮影、ならびに当スタジオに關係のないアンケート協力依頼等、宣伝行為やセールスおよび布教等を行わないこと
  - 8) 館内設備を破損した場合は実費での請求に従うこと
  - 9) 会員以外の第三者、特に認められた場合以外の乳幼児、ペット等を施設に立ち入らせないこと
  - 10) 刺青者、暴力団構成員またはこれに準ずる反社会勢力と關係を有している等、他の利用者の健全で円滑なレッスン受講に支障を来す可能性がないこと
  - 11) 施設内の秩序を乱す行為を行わないこと。
  - 12) その他、規約等を遵守し、スタッフの指示に従うこと。
3. 当スタジオは、利用者が当スタジオの施設利用中に生じた紛失および盗難、ならびに怪我その他の事故について、当スタジオに故意または重大失がない限り、一切損害賠償の責を負いません。利用者同士の当スタジオ内外でのトラブルについても同様とします。  
4. 利用者は、当スタジオにおいて、技量を超えた行為および危険行為を行ってはならないものとします。また、当スタジオの事前の書面による承諾を得ることなく、敵館を得て他の利用者に対する指導行為または商行為を行うこと、を厳に禁じます。

### 第III章 利用者および会員資格

第12条 利用者

1. 当スタジオの利用者は、以下のいずれかの種別を選択して当スタジオを利用するものとします。

- 1) 会員：第13条に定める会員(第14条に従って入会手続きを行った利用者)
  - 2) ビジター：上記以外の利用者
2. 利用者は下記の条件を満たすものとします。
- 1) 満 16 歳以上である(または満 16 歳未満で保護者の同意がある)こと
  - 2) 心身共に健康であること
  - 3) 当スタジオ所定の方法で受講料を支払う能力があること
  - 4) 刺青者、暴力団構成員またはこれに準ずる反社会勢力と關係を有している等、他の利用者の健全で円滑なレッスン受講に

支障を来す可能性がないこと

- 5) その他、第 11 条第 2 項に定める事項を確認し、遵守すること
  - 6) 過去に当スタジオから除名を受け、会員資格を剥奪された経緯のないこと
3. 利用者は、申込書その他当スタジオに提出する書類において、氏名その他の個人情報について事実を通知するものとします。
4. 当スタジオは、利用者が前各項の義務を怠ったことにより生じた損害について一切の責任を負いません。
5. 利用者は、第 6 条第 1 項に記載のとおり、規約等を厳に遵守し、当スタジオの告知事項等を理解したうえで当スタジオを利用するものとみなされます。

第13条 会員

1. 利用者のうち、第 15 条に記載する当スタジオ所定の手続を経た方を会員(以下「会員」といいます。)とみなします。  
2. 会員は、以下のいずれかの種別を選択して在籍するものとします。

- 1) プリペイド会員：第 17 条記載のプリペイドカードにポイントをチャージし、当該ポイントを使用して受講する会員
- 2) レギュラー会員：上記以外の会員

第14条 入会手続

1. 当スタジオへの入会にあたり、以下に定める手続を要します。
  - 1) 來館のうえ、所定の入会申込書に必要事項を記入する
  - 2) 上記 1)に、第 15 条に定める入会金および縦 4 センチ×横 3 センチの証明写真を添えて事務局に提出する
  - 3) 上記 2)提出の際に、身分証明書(個人番号カード)、運転免許証、パスポート、健康保険証または住民基本台帳等)を提示する(身体状況によっては、医師による健康証明書の提出を求められる場合があります。)
  - 4) 規約等および個人情報保護方針について同意する
2. 入会希望者が未成年である場合は、上記手続を保護者が行うことを要します。この場合保護者は、自らが会員になる場合と同様に本利用規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、規約等に同意するものとします。
3. 当スタジオは、入会申込書を受領後一定の審査を行ったうえで、適切と判断した場合、入会を承諾します。

第15条 入会金

1. 入会希望者は、入会申込書に所定の入会金(随時当スタジオ Web サイト上に表示するもの)を支払うものとします。
2. 入会金は、入会時の諸手続および以後の会員資格維持のために必要な費用であり、一旦納入した入会金は理由の如何を問わず一切返金されません。
3. 入会金の額は、社会・経済情勢に応じて変更される場合があります。

第16条 会員資格の取得と会員証の発行

1. 第 14 条の入会手続が完了した場合、入会申込書に記載の日付をもって当スタジオが取得したものとします。
2. 会員資格を取得した会員には、記名式の会員証を発行します。
  - 1) 会員証は会員本人のみが利用でき、他人に譲渡または貸与することはできません。
  - 2) 会員は、当スタジオ利用時には常に会員証を携行・提示するものとします。
  - 3) 会員証紛失時には直ちに当スタジオに届け出て再発行を受けるものとし、その際の手数料は別途定めるところによります。
3. 会員証は、除名等当スタジオの会員資格が剥奪された場合には、当スタジオに返却するものとします。

第17条 プリペイドカード

1. 当スタジオは、会員の大会時にプリペイドカードを発行します。
2. 会員がプリペイドカードを利用して受講料を支払う場合、当スタジオ來館時に会員証とともにプリペイドカードを提示するものとします。
3. プリペイドカードのチャージ金額の単位、プレミアム(チャージに対するポイント特典)、利用期限および支払方法等、ならびにプリペイドカードを通じたその他の特典については、当スタジオ Web サイトに表示します。
4. 一旦チャージした金額は理由の如何を問わず返還しません。
5. プリペイドカード紛失時には直ちに当スタジオに届け出て再発行を受けるものとし、その際の手数料は別途定めるところによります。

第18条 会員資格の存続期間

会員資格は、第 22 条に基づき停止され、または喪失しない限り、恒久的に存続します。

第19条 変更事項の届出

会員は、入会時またはそれ以降において届け出た住所または連

絡先等、入会申込書の記入事項に変更が生じた場合、速やかに当スタジオに通知し、当スタジオ所定の手続を行うものとします。

第20条 休会および退会

1. 当スタジオの会員資格は、第 18 条(会員資格の存続期間)に定めるとおり恒久的に存続するため、休会および退会に際して届出その他の手続を要するものではありません。  
2. 休会および退会時に、第 17 条に定めるプリペイドカードのチャージ残高およびプレミアム残高があっても返還されません。

第21条 会員資格の譲渡等の禁止

会員資格は、他人に譲渡、相続その他の包括的継承、または貸与することはできず、また他人の名義に変更もできません。

第22条 会員資格の停止および除名・会員資格の喪失

1. 会員が次の各号の一つに該当すると認められた場合は、会員資格を一時停止または除名することがあります。
  - 1) 当スタジオの定める受講料を支払わずにクラスを受講したとき
  - 2) 当スタジオの施設を故意に毀損したとき
  - 3) 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき
  - 4) 本利用規約、細則その他当スタジオが定める規則に違反したとき
  - 5) 利用者としての品位を損なう非行があったとき
  - 6) 当スタジオの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき
  - 7) 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき
  - 8) その他、社会通念に照らし、当スタジオを利用するにふさわしくないと当スタジオが認めたとき
2. 会員は、上記 1 に記載するほか、死亡および失踪宣言を受けたとき、ならびに当スタジオが閉鎖したときに会員資格を喪失します。
3. 理由の如何にかかわらず、会員資格を喪失した以降において会員として当スタジオを利用することはできません。

第23条 ビジター

1. 会員資格を取得せずに当スタジオを利用する場合は、ビジターとしてご利用いただけます。その場合の資格および条件は第 12 条第 3 項に準じます。  
2. 人員制限等が必要な場合その他、やむを得ずビジターの利用を制限する場合があります。

第24条 利用者の損害賠償責任

利用者が、その責に帰すべき事由により当スタジオ、他の利用者または第三者に損害を与えた場合、速やかにかかる損害を賠償する責任を負います。

### 第III章 個人情報の取扱

第25条 個人情報保護方針

1. 当スタジオは、利用者によって提供された個人情報(以下「利用情報」)を、「個人情報保護方針」に従って管理します。
2. 利用情報は、当スタジオ内において、利用者へのサービス提供、サービス内容の向上、サービスの利用促進およびサービスの健全かつ円滑な運営の確保を図る目的のために利用されることがあります。
3. 当スタジオは、次の場合を除き、原則として利用情報を利用者の事前の同意なく第三者に対して開示することはありません。
  - 1) 法令に基づき開示を求められた場合
  - 2) 災害時や急病、怪我等の緊急対応に必要な場合
  - 3) 当スタジオの権利、利益、名誉等を保護するために必要であると判断した場合

### 第IV章 一般規定

第26条 本利用規約の変更および終了

1. 本利用規約およびその運用内容は、予告なく変更・改定されることがあります。かかる変更または改定については、決まり次第当スタジオ Web サイト上で告知し、改定後の利用規約は、当スタジオ Web サイト上でご確認いただけます。
2. 本利用規約は、予告なく廃止または終了することがあります。かかる廃止または終了については、決まり次第当スタジオ Web サイト上で告知いたします。

第27条 準拠法および裁判管轄

本利用規約は日本法に準拠し、当スタジオの利用および本利用規約の内容に関して紛争が生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所が第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(以上)